明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一四一）　二
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務四八）　二
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八七）　四
○農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三一）　四
〔告　示〕
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（総務・農林水産・国土交通一六）　五
○除籍の一部が滅失した件（法務七一）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同七二）　六
○日本国に帰化を許可する件（同七三）　六
○キルギス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四〇）　七
○漁業資源管理指導船建造計画のための贈与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四一）　七
○国道一号線橋梁架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四二）　七
○ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四三）　七
○アフガニスタン・イスラム共和国における感染症対応能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一四四）　七
○ニカラグア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四五）　七
○ファイサラバードにおける浄水場及び送配水管網改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四六）　八
○オガサワラカワラヒワに関する保護増殖事業計画を定める件（農林水産・国土交通・環境一）　八
○産業標準化法第四十八条に基づき認証の業務の一部を廃止する届出があった件（経済産業九五）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三六九～三七二）　八
○道路に関する件（北海道開発局一〇二、一〇三）　九
〔国会事項〕
第五十三回社会保険労務士試験の実施について（厚生労働省）　九
〔人事異動〕
農林水産省　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
国家試験　一〇
〔資　料〕
令和三年二月中国際収支状況（速報）及び令和二年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
参議院共済組合定款の一部変更、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二六
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四一号）（厚生労働省）

1　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対しては、当該受給資格者が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において六月以上修業する場合に支給することとした。（附則第七条第一項関係）

2　1の場合であって、養成機関における課程の修了までの期間が一二月未満であるときに支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の額について、次の㈠又は㈡に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定める額とすることとした。（附則第七条第一項関係）

㈠　受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度分の市町村民税が課されない者　養成機関における課程の修了までの期間について月額一四万円

㈡　㈠に掲げる者以外の者　養成機関における課程の修了までの期間について月額一一万五〇〇〇円

3　母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について、受給資格者が、養成機関において一年以上の課程を修了した者である等の場合に、当該受給資格者に対し支給するものとされているところ、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までに養成機関において修業を開始した受給資格者については、養成機関において六月以上の課程を修了した者である等の場合には、当該受給資格者に対し支給することとした。（附則第七条第二項関係）

4　この政令は、令和三年四月二三日から施行することとした。